

厚生常任委員会

資料

令和元年12月5日（木）

福祉保健部

目 次

【予算議案】

I 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	
○ 歳出予算集計表 1
○ 補正予算の主な事業 2

【特別議案】

I 議案第13号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例 の一部を改正する条例 4
II 議案第14号 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例の一部を 改正する条例 別冊

【その他報告事項】

I 今年度策定・改定を予定している計画の素案について	
・宮崎県再犯防止推進計画 5
・第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画 6
・医師確保計画・外来医療計画 8
・宮崎県水道ビジョン 9
・第2期みやざき子ども・子育て応援プラン 10
・宮崎県社会的養育推進計画 12
II 民生委員・児童委員の一斉改選について 13
III 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（仮称） の制定について 14
IV キャリア形成プログラムについて 16
V 全国障害者スポーツ大会専門委員会の発足等について 17
VI 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部改 正について 18
VII 主任児童委員の一斉改選について 19

【予算議案】

I 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課 名	令和元年度			平成30年度	
		現計予算額	11月補正額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
一般会計	福祉保健課	11,255,288		11,255,288	11,326,704	11,016,390
	指導監査・援護課	197,133		197,133	206,789	184,492
	医療薬務課	4,195,973	2,207	4,198,180	4,167,766	3,289,695
	国民健康保険課	29,574,545		29,574,545	29,553,583	27,631,410
	長寿介護課	20,528,855		20,528,855	19,767,449	20,407,976
	障がい福祉課	16,001,874		16,001,874	15,287,786	14,784,407
	衛生管理課	1,550,063		1,550,063	1,681,021	1,687,802
	健康増進課	3,339,152		3,339,152	3,109,069	3,183,813
	こども政策課	17,162,022	1,981	17,164,003	16,539,838	15,482,356
	こども家庭課	5,828,930		5,828,930	5,437,290	5,610,198
特別会計	小計	109,633,835	4,188	109,638,023	107,077,295	103,278,539
	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	117,814,752		117,814,752	115,761,087	116,695,810
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	391,515		391,515	270,956	380,972
	小計	118,206,267	0	118,206,267	116,032,043	117,076,782
	福祉保健部 合計	227,840,102	4,188	227,844,290	223,109,338	220,355,321

○ 補正予算の主な事業

新外国人患者受入れ環境整備推進事業

医療業務課

1 目的・背景

訪日外国人や在留外国人が増加する中、県内で外国人が安心して医療を受けられる体制を構築するため、県内医療機関の外国人患者受入れ環境整備を推進する。

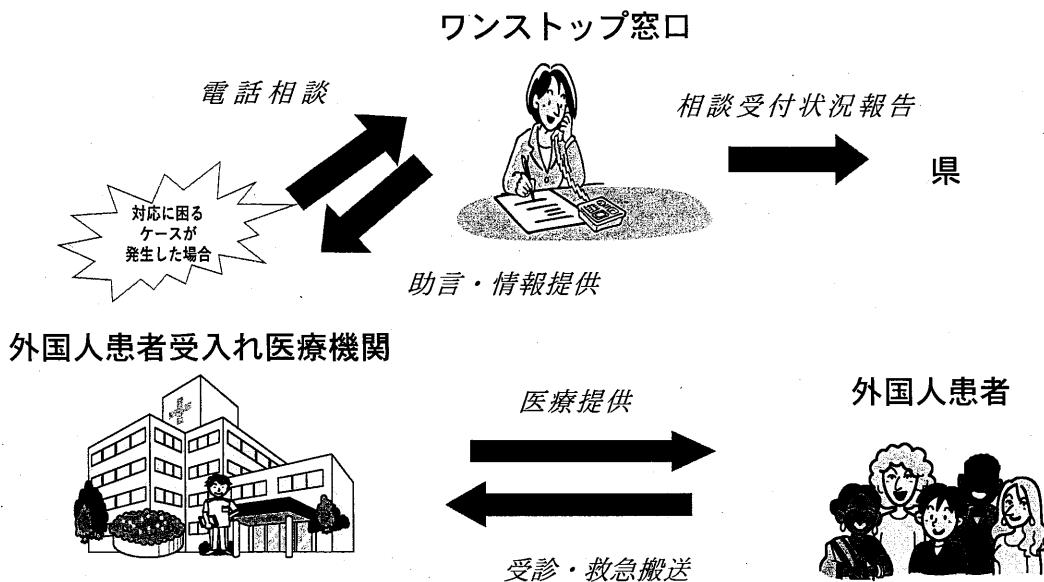
2 事業概要

(1) 外国人患者受入れ体制整備等に関する会議運営事業

外国人患者受入れに関する課題の整理や対応方針についての協議の場（医療機関、医師会、消防、観光関係団体、宿泊関係団体、国際交流協会等が参加）を設けるとともに、医療機関を対象に外国人患者受入れに必要な知識を学ぶためのセミナーを開催する。

(2) ワンストップ窓口設置・運営事業

県内医療機関からの外国人患者受入れに関する相談（支払、保険、宗教、食文化、出入国手続など）に対応できる電話相談窓口を設置する。



3 事業費

2,207千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他の	一般財源
2,207	0	0

4 事業効果

外国人が安心して医療機関を受診するための環境が整備されることで、外国人材の確保、外国人観光客増に寄与するとともに、外国人患者受入れに係る医療従事者の負担を軽減できる。

認定こども園施設整備交付金

こども政策課

1 目的・背景

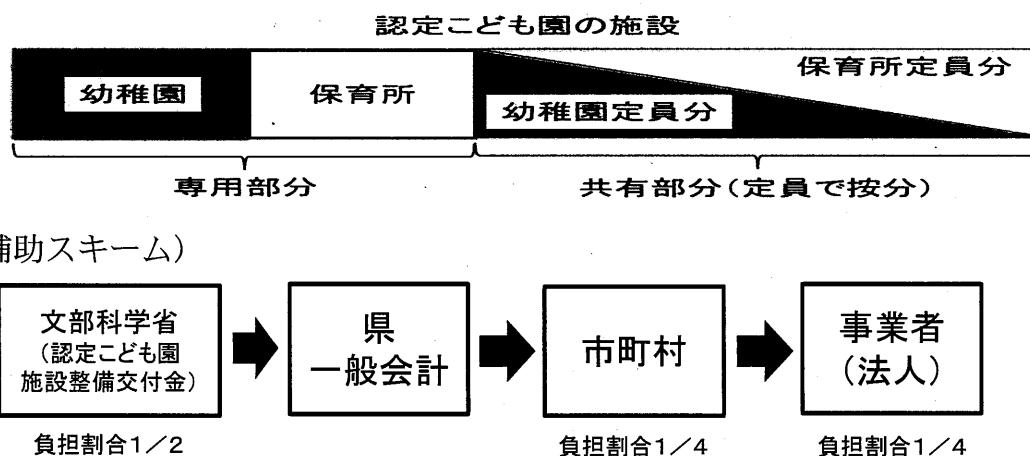
幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる環境整備を推進する。

2 事業概要

認定こども園の施設整備について、その幼稚園機能（教育）部分を対象に補助を行う。

（負担割合：国1／2、市町村1／4、事業者（法人）1／4）

（補助対象イメージ：色付け部分が補助対象）



3 事業費

（千円）

補正前 の額	補正額	財源内訳			補正後 の額
		国庫支出金	その他	一般財源	
203,084	1,981	1,981	0	0	205,065

※ 市町村事業計画の増額変更等に伴い、国の内示額が県の現計予算額を上回るため、内示額に合わせて増額補正するもの。

4 事業効果

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の整備を進めることで、子どもを安心して育てることができる環境が整備される。

【特別議案】

| 議案第13号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

障がい福祉課

1 改正の理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務の一部について、措置入院患者又は緊急措置入院患者に対する入院時から退院後までの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、病院に対する窓口の一元化を図ることを目的として宮崎市に移譲するための改正を行うもの。

<参考1>措置入院患者等に対する各種事務の内容

① 入院、解除等に関する事務

- ・ 警察官からの通報等の受理
- ・ 医師による診察
- ・ 入院の決定及び解除 等

② 退院後の支援に関する事務

- ・ 家族や居住予定市町村、障害福祉サービス事業所等との調整
- ・ 支援計画の作成
- ・ 計画に基づく相談支援等の実施や支援全体の進行管理 等

<参考2>措置入院患者等に対する各種事務の取扱い

【現在】

対象者の居住地	①入院、解除等に関する事務	②退院後の支援に関する事務
宮 崎 市	中央保健所	宮崎市保健所
宮崎市以外	各 保 健 所	

【移譲後】

対象者の居住地	①入院、解除等に関する事務	②退院後の支援に関する事務
宮 崎 市		宮 崎 市 保 健 所

2 改正の概要

条例別表に、精神障がい者の措置入院等に関する事務のうち、以下の事務を追加する。

- (1) 措置入院患者又は緊急措置入院患者に対する入院、解除等
- (2) 医療保護入院等のための移送
- (3) 精神科病院の管理者からの報告徴収等及びその後の改善命令等

3 施行期日

令和2年4月1日

【その他報告事項】

| 今年度策定・改定を予定している計画の素案について 宮崎県再犯防止推進計画

福祉保健課

1 計画策定の理由

宮崎県再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第8条第1項及び国の「再犯防止推進計画」（平成29年閣議決定）に基づくものであり、令和2年度からの計画を策定するものである。

2 計画の期間

令和2年度から令和5年度まで（4年間）

3 計画の骨子

（1）基本方針

犯罪をした者等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として復帰を図ることにより、県民の犯罪被害の防止と県民誰もが生きごこちの良い地域社会づくりを実現するため、以下を重点課題として取り組むこととする。

- ① 国、市町村及び関係団体との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用促進
- ④ 非行の防止等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ⑥ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

（2）成果指標・目標値

項目	基準値	目標値
○犯行時の居住地が宮崎県である 新受刑者中の再入所者数	59.2人 (※1)	50人 (※2)

※1 平成26年から30年までの平均値

※2 令和5年1月から12月までの再入所者数、基準値より15%程度の減少

（3）計画の構成

第1章 計画の概要

計画の趣旨、位置付け、基本方針、計画期間及び成果指標・目標値を掲載

第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

犯罪の発生状況、県民の再犯防止に関する意識の状況等を掲載

第3章 施策の展開

各重点課題に対応する府内の関係各課の事業（取組）等を掲載

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月 厚生常任委員会に報告（素案）

パブリックコメントの実施

令和2年3月 厚生常任委員会に報告（案）

計画策定

第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画

福祉保健課

1 計画策定の理由

本計画は、本県における子どもの貧困対策を推進するための計画であり、現行計画の計画期間（平成28年度～平成31年度）が満了することから、令和2年度からの新たな計画を策定するものである。

2 計画の期間

令和2年4月から令和6年3月まで（4年間）

3 計画の骨子

（1）基本理念

本計画は、令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）を踏まえ、『すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、将来に夢や希望を持って安心して育つことのできる社会の実現を目指す』を基本理念とする。

（2）基本方針

温かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む。

（3）計画の位置付け

本計画は、改正法第9条に基づく都道府県計画として策定する。

（4）計画の構成

- ① 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ② 教育の支援
- ③ 生活の安定に資するための支援
- ④ 経済的支援

4 第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画（素案）に係る意見への対応

宮崎県子どもの貧困対策協議会（令和元年11月14日）

No	項目	意見の要旨	県の考え方
1	指標 (素案20頁)	「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率・中退率」となっているが、生活保護世帯に限定せず、県内全ての子どもの進学率に対象を広げてはどうか。	御意見を踏まえ、一般世帯の進学率についても、県の指標に追加する。
2	数値目標 (素案22頁)	「公立小・中学校でスクールソーシャルワーカーが子どもの貧困対策に関する研修を実施した割合」とあるが、小中学校に限らず、県立学校も含められないか。	周知をするのは重要であるが対象を拡大することにより、本来の業務である支援に影響が出ることが懸念される。 早期の対応を行うため、まずは、小中学校での研修を充実させたいと考えている。 なお、県立学校については、県教育委員会が学校を訪問する機会も多いことから、直接、周知を図ってまいりたい。
		現状で「市町村の子どもの貧困対策推進計画策定率」が全国第3位であることは評価できる。今回、数値目標で策定率を100%とされているところであり、ぜひ達成していただきたい。	地域に一番身近な市町村において、それぞれの実情に応じた施策を進めるため、本県独自の数値目標を設定したところであり、今後ともあらゆる機会を通じ、計画の策定を働きかけてまいりたい。
3	支援制度の周知 (素案32頁)	公的な奨学金等のほかに、民間の給付型の支援もあるが、このような支援を「桜さく成長応援ガイド」に掲載することはできないか。	今年度は、新しく始まる高等教育修学支援新制度の特集ページを作ったところである。 誌面の都合もあるが、来年度は、民間団体の給付型の奨学金等についても掲載を検討したい。

5 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月 厚生常任委員会に報告（第2期計画素案）

パブリックコメントの実施

令和2年 1月 宮崎県子どもの貧困対策協議会の意見聴取

3月 厚生常任委員会で審議（第2期計画案）

計画策定

医師確保計画・外来医療計画 (第7次宮崎県医療計画一部改定)

医療薬務課

1 計画策定の理由

本計画は医療法第30条の4に基づき定めているものであり、医療法の一部が改正され、「医師の確保に関する事項」(以下「医師確保計画」という。)及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」(以下「外来医療計画」という。)に係る記載を追加することとされたことに伴い、第7次医療計画の一部改定を行うものである。

2 計画の期間

令和2年度から令和5年度まで（4年間）※以降3年ごとに見直し

3 計画の概要

(1) 医師確保計画

ア 県及び二次医療圏毎の医師の確保の方針

- 医師偏在指標を踏まえ、二次医療圏単位の医師少数区域、医師多数区域を設定し、県及び二次医療圏毎に医師確保の方針を設定

イ 県及び二次医療圏毎の確保すべき医師の数の目標

- 医師偏在指標を踏まえ、第7次医療計画期間終了時（2023年）に達成する目標医師数を県及び二次医療圏毎に設定

ウ 目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

- 県内における医師の派遣調整及びキャリア形成プログラムの策定・運用による短期的施策と宮崎大学医学部等の推薦入試枠の確保による長期的施策等を実施

(2) 外来医療計画

ア 外来医療に係る医療提供体制の整備

- 外来医療に係る医療提供体制の協議の場の設定

イ 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

- 外来医療の地域偏在を示す外来医師偏在指標が全国上位33.3%に位置づけられる二次医療圏を外来医師多数区域として設定

ウ 外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

- 外来医療の提供状況の可視化

- 地域で不足する外来医療機能の協議の場における検討

- 外来医師多数区域で、新規開業者に求める外来医療機能に係る協議

エ 医療機器の効率的な活用に関する事項

- 医療機器の保有状況の可視化

- 医療機器の効率的な活用を行うための協議の場の設定

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月 厚生常任委員会に報告（素案）

関係団体、市町村、協議の場への意見聴取

パブリックコメントの実施

令和2年2月 第4回医療計画策定委員会の開催

第3回地域医療対策協議会の開催

医療審議会へ諮問・答申

3月 厚生常任委員会に報告

計画決定

宮崎県水道ビジョン

衛生管理課

1 計画策定の理由

国は、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、50年、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示するなど、取組の方向性やその実現方策を提示した新水道ビジョンを策定した。

新水道ビジョンでは、都道府県水道行政の立場から将来の地域における水道のあり方を設定するため、都道府県が自らビジョンを策定することを求められていることから、令和2年度からの計画を盛り込んだビジョンを策定するものである。

2 計画の期間

令和2年度から令和11年度まで（10年間）

3 計画の骨子

（1）基本理念

「未来みやざきへ 安全な水を安定供給する水道」

（2）基本方針

基本理念を実現するため、以下の3つの目指すべき基本方針を掲げ、各種施策に取り組むこととする。

- ① 安全・安心な水を供給し続ける水道
- ② 災害の影響を最小限にとどめる強靭な水道
- ③ 将来にわたって健全な事業運営が持続する水道

（3）計画の構成

- 第1章 策定趣旨
- 第2章 宮崎県の一般概況
- 第3章 宮崎県の水道概況
- 第4章 連携する圏域の設定
- 第5章 給水量の実績と水需要の将来見通し
- 第6章 現状分析と課題抽出
- 第7章 目標設定と実現方策
- 第8章 フォローアップ

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和元年12月 厚生常任委員会に報告（素案）
パブリックコメントの実施
- 令和2年2月 策定委員会の開催
- 3月 厚生常任委員会に報告（案）
ビジョン策定

第2期みやざき子ども・子育て応援プラン

こども政策課

1 策定の趣旨

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援地域行動計画であるとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、新・放課後子ども総合プランに基づく都道府県行動計画としても位置づけられるものである。

現行プランの期間（平成27年度～令和元年度）が満了することから、現行プランの見直しを図り、令和2年度からの新たなプランを策定する。

2 計画期間

令和2年度～令和6年度まで（5年間）

3 計画の骨子

(1) 基本理念

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやざきづくり

(2) 基本目標

3つの基本目標、13の施策の方向性で整理し、施策の方向性ごとに施策を展開

基本目標	施策の方向性
子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり	①地域の「子育て力」の強化 ②子育てに適した安全安心なまちづくりの推進 ③子どもと家庭の福祉の推進 ④子どもの人権擁護と人権教育の推進 ⑤「生きる力」をはじめとする社会生活に必要な教育の提供
結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり	⑥安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備 ⑦子育て支援事業の拡充 ⑧子どもの健康づくりの推進 ⑨若者の自立と豊かな人間性形成の推進
子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり	⑩仕事と生活の調和が実現できる働き方の見直し ⑪家庭、地域及び企業における男女共同参画の推進 ⑫子育ての喜びや楽しさを実感できる社会に向けた啓発・交流の推進 ⑬質の高い幼児教育・保育等の提供

4 数値目標

総合成果指標として以下の2項目、個別成果指標として41項目を設定

総合成果指標	現況値	目標値
合計特殊出生率	1.72 (H30年)	1.84 (R6年)
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.24 (H30年度)	0.20 (R6年度)

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和元年12月 厚生常任委員会に報告（第2期プラン素案）
パブリックコメントの実施
宮崎県子ども・子育て支援会議の意見聴取
市町村の意見聴取
- 令和2年 1月 厚生常任委員会に報告
(幼児教育・保育に係る量の見込み及び提供体制の確保方策等)
宮崎県子ども・子育て支援会議の意見聴取
- 3月 厚生常任委員会で審議（第2期プラン案）
第2期プラン策定

宮崎県社会的養育推進計画

こども家庭課

1 計画策定の理由

平成28年の改正児童福祉法において明示された「家庭養育優先原則」の徹底や「子どもの最善の利益」の実現を図るため、国は全都道府県に通知を発出し、社会的養育推進に関する新たな都道府県計画の策定及びその着実な推進について要請がなされた。

このため、平成27年10月に策定した「宮崎県家庭養護推進計画」を全面的に見直し、本県の目指すべき社会的養育の全体像とその実現に向けた方策を示す新たな「宮崎県社会的養育推進計画」を策定する。

2 計画の期間

令和2年度から令和11年度まで（10年間）

3 計画の骨子

（1）基本理念

養育において支援や保護を必要とする子どもの最善の利益の実現

（2）計画の構成

- ① 社会的養育の体制整備に係る基本的考え方及び全体像
- ② 当事者である子どもの権利擁護の取組
- ③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた本県の取組
- ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑥ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑧ 一時保護改革に向けた取組
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月 厚生常任委員会に報告（素案）
パブリックコメントの実施

令和2年2月 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見聴取（計画案）
3月 厚生常任委員会に報告（計画案）
計画策定

II 民生委員・児童委員の一斉改選について

福祉保健課

1 定数及び委嘱者数、充足率

(単位：人、%)

	平成28年12月1日	令和元年12月1日
定数	1, 697	1, 700
委嘱者数	1, 651	1, 601
欠員数	46	99
充足率	97.3	94.2

※市町村別欠員状況（12市町村）

①欠員の無い市町村

串間市、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、門川町、諸塙村、美郷町、日之影町

②欠員のある市町村（14市町村） ※（ ）内は、定数

都城市40(318)、延岡市22(288)、日南市3(155)、小林市4(111)、日向市6(131)、西都市10(77)、えびの市1(57)、三股町3(47)、川南町2(31)、都農町3(26)、椎葉村2(15)、高千穂町2(50)、五ヶ瀬町1(19)、（参考）宮崎市50(689)

2 性別

(単位：人)

	平成28年12月1日	令和元年12月1日
男	726 (48.3%)	760 (47.5%)
女	778 (51.7%)	841 (52.5%)
(計)	1,504 (100%)	1,601 (100%)

3 新任再任別

(単位：人)

	平成28年12月1日	令和元年12月1日
新任	498 (33.1%)	528 (33.0%)
再任	1,006 (66.9%)	1,073 (67.0%)
(計)	1,504 (100%)	1,601 (100%)

4 平均年齢

(単位：歳)

平成28年12月1日	令和元年12月1日
67.3	68.6

※ 各表は、宮崎市分を除き、主任児童委員を除いた数。
※ 2~4の平成28年の数値は、第1回推薦時のものである。

III 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）の制定について

福祉保健課

1 条例制定の理由

平成30年6月に社会福祉法が改正され、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を行うため、全ての都道府県、政令指定都市及び中核市において、全国統一の基準により、当該施設の最低基準を定める条例を制定する。

2 条例の概要

別紙のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日（サテライト型住居の設置については、令和4年4月1日）

4 今後の取組

令和元年12月 厚生常任委員会において条例の骨子案について報告

令和2年 2月 議会へ条例案提案

4月 条例施行（予定）

「無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（仮称）」 の骨子（案）

（別紙）

1 条例制定の背景

平成30年6月に社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）が改正され、「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、法第68条の5第1項において、「都道府県は、社会福祉居住施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉居住施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。」と規定されたことから、条例を制定する。

2 目的

生活困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定める。

3 基本理念

無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に居住を求めている生活困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効率的に行うものでなければならない。

4 無料低額宿泊所の範囲

無料低額宿泊所は、以下に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。
- ・入居の対象者を生計困難者に限定していること。
 - ・入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。
 - ・入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料を受領してサービスを提供していること。
- (2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働省大臣の定める基準に基づく額以下であること。

5 設備

- 入居者の保健衛生・防災について考慮し、専ら当該無料低額宿泊所の用に供する。
- 建物は、建築基準法、消防法の規定を遵守する。
- 無料低額宿泊所は、居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室を設置する。

6 規模及びサテライト型住居の設置

- 無料低額宿泊所は、5人以上の人員を入居させることができる規模を有する。
- 本体となる施設と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則1年以下のもの（「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

7 入退居及び利用料の受領

- 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活状況等の把握に努め、状態に適合するサービスに関する情報提供を行い、適切なサービスを受けることができるよう必要な援助を行う。
- 入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所をはじめとする県又は市町村など関係機関等と密接な連携に努める。
- 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、食事の提供に要する費用、居室使用料、共益費、光熱水費、日用品費、基本サービス費等を受領することができる。

8 食事及び入浴、状況把握

- 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。
- 無料低額宿泊所は、入所者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供する。
- 原則として、1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行う。

IV キャリア形成プログラムについて

医療薬務課

1 目的・背景

- (1) 医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図る。
- (2) 平成30年7月の医療法の一部改正により、地域医療対策協議会において協議の上、都道府県が地域医療支援事務として策定することとされた。

2 プログラムの内容

(1) 対象医師

- ア 医師修学資金の貸与を受けた地域枠医師等
○宮崎大学医学部地域特別枠卒業医師 ○長崎大学医学部宮崎県枠卒業医師
○医師修学資金貸与医師
イ 医師修学資金の貸与を受けていない地域枠医師
○宮崎大学医学部地域枠卒業医師
ウ 自治医科大学卒業医師 等

(2) 対象期間及び対象医療機関

- ア 原則として9年間とし、このうち、宮崎東諸県を除く全ての二次医療圏での就業を4年以上とする。
イ 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等のキャリア形成上の希望に配慮するため、対象期間の一時中断を認める。
ウ 臨床研修は、県内の臨床研修病院で行い、専門研修は、臨床研修修了後の対象期間（7年間）において、県内の専門研修プログラムを受ける。

(例)

(※網掛けは宮崎東諸県医療圏以外)

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
過程	臨床研修 1年目	臨床研修 2年目	専門研修 1年目	専門研修 2年目	専門研修 3年目	専門医 ①	専門医 ②	専門医 ③	専門医 ④
従事区分	県内臨床研修 病院	県内専門研修施設	県内勤務						

※ 診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、26コースを設定する。

(3) キャリア形成プログラムに基づく派遣調整

本人の希望を尊重しつつ、宮崎大学医学部との密接な連携の下、地域医療対策協議会での協議を経て、個別に決定される。

3 開始時期

令和2年4月（同年から臨床研修を受ける医師を予定）

4 効果

対象医師のキャリア形成と一体的に、県内の医師が不足する地域で勤務する医師の確保が図られる。

V 全国障害者スポーツ大会専門委員会の発足等について

障がい福祉課

1 専門委員会設置の経緯

本年7月、「国民体育大会宮崎県準備委員会総会」において、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の開催準備を一体的に進めるため、委員会の名称を「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称するとともに、専門委員会に「全国障害者スポーツ大会専門委員会」を追加することを決定。

2 専門委員会の概要

(1) 付託・委任事項

全国障害者スポーツ大会の競技運営に係る計画の立案、推進に関すること

(2) 委員会構成

- ・県障がい者スポーツ協会、県体育協会などスポーツ競技関係者
- ・県身体障害者団体連合会など障がい福祉関係者
- ・県特別支援学校長会など学校関係者 など27名

(3) 第1回会議

① 開催日 令和元年12月16日（月）

② 議事

- ・大会概要の説明
- ・専門委員会設置経緯の報告
- ・会場地やオープン競技の選定など、審議事項及びスケジュールの確認 等

（参考）第26回全国障害者スポーツ大会の概要

①実施時期：2026年10月下旬の3日間

②主催：日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催県、会場地市町村等

③実施競技：正式競技14競技、オープン競技（先催県では3～6競技実施）

④競技会場：原則として、国民スポーツ大会の会場を使用

⑤大会運営経費：約20～30億円（先催県の当年までの実績より試算）

・開、閉会式や競技大会の運営

・競技役員、ボランティアの養成等

※競技力向上に要する経費は今後、検討

VI 宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について

こども家庭課

1 条例改正の理由

青少年が脅されたり、騙されたりして、自分の裸体等をスマートフォン等で撮影し、画像をメール等で送付させられる「自画撮り被害」が全国的に発生している。

こうした被害を未然に防止するため、現在法的規制のない「青少年に自画撮りの画像の提供を求める行為」を禁止する規定を「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」に加える。

2 改正の概要

(1) 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

青少年に対し、児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求める行為を禁止する。

(2) 罰則

脅したり、騙したりするなど、不当な手段で青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為に対しては、罰則を課す規定を設ける。

3 改正作業の進捗状況

令和元年 4月 第1回県青少年健全育成審議会での意見聴取

5月～ 9月 改正条例案の検討

10月～11月 パブリック・コメントの実施

10月～11月 罰則規定に関する検察庁協議

12月（予定） 第2回県青少年健全育成審議会での意見聴取

令和2年 2月（予定） 2月議会へ改正条例案提案

7月（予定） 改正条例の施行

VII 主任児童委員の一斉改選について

こども家庭課

1 定数及び委嘱者数等

(単位：人、%)

	平成28年12月1日	令和元年12月1日
定数	174	174
委嘱者数	172	165
欠員数	2	9
充足率	98.9	94.8

○ 欠員のある市町村 ※()内は、定数

延岡市2(34)、日南市3(18)、小林市1(12)、西都市1(11)、三股町1(3)、門川町1(3)

2 性別

(単位：人)

	平成28年12月1日	令和元年12月1日
男	60 (34.9%)	58 (35.2%)
女	112 (65.1%)	107 (64.8%)
(計)	172 (100%)	165 (100%)

3 新任再任別

(単位：人)

	平成28年12月1日	令和元年12月1日
新任	54 (31.4%)	51 (30.9%)
再任	118 (68.6%)	114 (69.1%)
(計)	172 (100%)	165 (100%)

4 平均年齢

(単位：歳)

平成28年12月1日	令和元年12月1日
64.0	64.1

※ 各表は、宮崎市を除いた数である。